



# 島根県報

平成25年 8 月 23 日 (金)

## 第 2,523 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

**【告 示】**

産業廃棄物処理施設の変更許可申請書等の縦覧	(廃棄物対策課)	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	(地域福祉課)	3
生活保護法の規定による介護機関の指定	(       "       )	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(       "       )	4
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(       "       )	4
島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱の一部改正	(食料安全推進課)	5
保安林予定森林 (2件)	(森林整備課)	7

**【公 告】**

平成25年度前期技能検定 3 級の合格者	(雇用政策課)	8
----------------------	---------	---

**【特定調達公告】**

島根県校務支援システムの賃貸借一式に係る随意契約の相手方等	(高校教育課)	8
島根県警察情報ネットワーク (SPWAN) 回線サービス利用契約に係る一般競争入札の落札者等	(警察本部)	9

**告 示****島根県告示第578号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害關係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

平成25年 8 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 申請者**

公益財団法人島根県環境管理センター 理事長 江田 小鷹  
出雲市宇那手町882番地

**2 産業廃棄物処理施設の設置の場所**

出雲市宇那手町882番地外

**3 産業廃棄物処理施設の種類**

- (1) 産業廃棄物の最終処分場（管理型）
- (2) 産業廃棄物の最終処分場（安定型）

**4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類**

- (1) 産業廃棄物の最終処分場（管理型）

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を含む。）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第13号に規定する廃棄物（以上13品目については、石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

- (2) 産業廃棄物の最終処分場（安定型）

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、ゴムくず及びがれき類（以上5品目については、石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

**5 申請年月日**

平成25年 7 月26日

**6 縦覧場所**

島根県出雲市塩冶町223-1 島根県出雲保健所

**7 縦覧期間及び縦覧時間**

- (1) 縦覧期間

平成25年 8 月23日から同年 9 月23日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 縦覧時間

午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

**8 意見書の提出等**

- (1) 意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。

## (2) 意見書の提出期限

平成25年10月 7 日

## (3) 意見書の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備グループ

## 島根県告示第579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年 8 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
遠藤医院	松江市比津町43-12	平成25年 7 月 3 日
山口整形外科医院	松江市学園南一丁目13-34	平成25年 7 月 16 日
大田シルバークリニック	大田市大田町大田イ47-5	平成25年 8 月 1 日

## 島根県告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年 8 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人沖繩徳州会	沖繩県島尻郡八重瀬町字外間80番地	訪問看護	訪問看護サービス虹	出雲市斐川町直江3964-1	平成25年 7 月 1 日
医療法人沖繩徳州会	沖繩県島尻郡八重瀬町字外間80番地	介護予防訪問看護	訪問看護サービス虹	出雲市斐川町直江3964-1	平成25年 7 月 1 日
株式会社花麒麟	松江市上大野町1631番地	居宅介護支援	居宅介護支援事業所花きりん	松江市東出雲町意宇南五丁目4番1	平成25年 4 月 1 日
有限会社つくし薬局	出雲市里方町864番地2	居宅療養管理指導	有限会社つくし薬局	出雲市里方町864番地2	平成25年 8 月 1 日
有限会社つくし薬局	出雲市里方町864番地2	介護予防居宅療養管理指導	有限会社つくし薬局	出雲市里方町864番地2	平成25年 8 月 1 日
株式会社建装	出雲市平田町1733-6	通所介護	ココ・リハ平田	出雲市西平田町104番地3	平成25年 8 月 1 日
株式会社建装	出雲市平田町1733-6	介護予防通所介護	ココ・リハ平田	出雲市西平田町104番地3	平成25年 8 月 1 日
株式会社SWAN	松江市浜乃木3-3-26	特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム錦庵	松江市東出雲町錦新町五丁目3-5	平成25年 6 月 1 日
株式会社SWAN	松江市浜乃木3-3-26	介護予防特定施設入居者生	介護付有料老人ホーム錦庵	松江市東出雲町錦新町五丁目3-5	平成25年 6 月 1 日

		活介護			
山口整形外科医院	松江市学園南一丁目13-34	居宅療養管理指導	山口整形外科医院	松江市学園南一丁目13-34	平成25年7月16日
山口整形外科医院	松江市学園南一丁目13-34	介護予防居宅療養管理指導	山口整形外科医院	松江市学園南一丁目13-34	平成25年7月16日
有限会社ライブアシスト	鳥取県米子市角盤町一丁目3-11	訪問介護	ライブアシスト松江訪問介護事業所	松江市東出雲町錦新町六丁目4-1	平成25年8月1日
有限会社ライブアシスト	鳥取県米子市角盤町一丁目3-11	介護予防訪問介護	ライブアシスト松江訪問介護事業所	松江市東出雲町錦新町六丁目4-1	平成25年8月1日
株式会社ディー・ケーファーマシー	松江市雑賀町70-2	居宅療養管理指導	さいかまち薬局	松江市雑賀町70-2	平成25年6月1日
株式会社ディー・ケーファーマシー	松江市雑賀町70-2	介護予防居宅療養管理指導	さいかまち薬局	松江市雑賀町70-2	平成25年6月1日

## 島根県告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年8月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
遠藤産婦人科内科小児科医院	松江市比津町43-12	平成25年7月3日
山口整形外科医院	松江市東本町三丁目10番地	平成25年7月15日
松永外科胃腸科医院	安来市安来町858-8	平成25年8月1日

## 島根県告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成25年8月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
遠藤産婦人科内科小児科医院	松江市比津町43-12	居宅療養管理指導	遠藤産婦人科内科小児科医院	松江市比津町43-12	平成25年7月3日
遠藤産婦人科内科小児科医院	松江市比津町43-12	介護予防居宅療養管理指導	遠藤産婦人科内科小児科医院	松江市比津町43-12	平成25年7月3日
山口整形外科医院	松江市東本町三丁目10番地	居宅療養管理指導	山口整形外科医院	松江市東本町三丁目10番地	平成25年7月15日
山口整形外科医院	松江市東本町三丁目10番地	介護予防居宅療養管理指導	山口整形外科医院	松江市東本町三丁目10番地	平成25年7月15日
松永外科胃腸科医院	安来市安来町858-8	居宅療養管理	松永外科胃腸科医院	安来市安来町858-8	平成25年8月1日

		指導			月 1 日
松永外科胃腸科医院	安来市安来町858-8	訪問看護	松永外科胃腸科医院	安来市安来町858-8	平成25年 8 月 1 日
松永外科胃腸科医院	安来市安来町858-8	訪問リハビリテーション	松永外科胃腸科医院	安来市安来町858-8	平成25年 8 月 1 日
松永外科胃腸科医院	安来市安来町858-8	介護予防居宅療養管理指導	松永外科胃腸科医院	安来市安来町858-8	平成25年 8 月 1 日
松永外科胃腸科医院	安来市安来町858-8	介護予防訪問看護	松永外科胃腸科医院	安来市安来町858-8	平成25年 8 月 1 日
松永外科胃腸科医院	安来市安来町858-8	介護予防訪問リハビリテーション	松永外科胃腸科医院	安来市安来町858-8	平成25年 8 月 1 日
株式会社花麒麟	松江市上大野町1631番地	居宅介護支援	居宅介護支援事業所花きりん	松江市古志原二丁目18番23-202	平成25年 3 月 31 日
株式会社SWAN	松江市浜乃木3-3-26	特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム錦庵	松江市東出雲町錦新町七丁目4-26	平成25年 6 月 1 日
株式会社SWAN	松江市浜乃木3-3-26	介護予防特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム錦庵	松江市東出雲町錦新町七丁目4-26	平成25年 6 月 1 日

島根県告示第583号

島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱（平成8年島根県告示第1075号）の一部を次のように改正する。

平成25年 8 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

農 薬 名		指 針 値 (mg/L)
殺 虫 剤	イソキサチオン	0.080
	クロルピリホス	0.020
	ダイアジノン	0.050
	チオジカルブ	0.800
	トリクロロホン（DEP）	0.050
	フェニトロチオン（MEP）	0.030
	ペルメトリン	1.000
	ベンスルタップ	0.900
殺 菌 剤	イプロジオン	3.000
	イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.060
	エトリジアゾール（エクロメゾール）	0.040
	オキシシン銅（有機銅）	0.400

	キャプタン	3.000
	クロロタロニル (TPN)	0.400
	クロロネブ	0.500
	ジフェノコナゾール	0.300
	シプロコナゾール	0.300
	チウラム (チラム)	0.200
	チオファネートメチル	3.000
	チフルザミド	0.500
	テトラコナゾール	0.100
	トリフルミゾール	0.500
	トルクロホスメチル	2.000
	バリダマイシン	12.000
	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1.000
	プロピコナゾール	0.500
	ベノミル	0.200
	ボスカリド	1.100
	ホセチル	23.000
	ポリカーバメート	0.300
除 草 剤	アシュラム	2.000
	エトキシスルフロン	1.000
	シクロスルフアムロン	0.800
	シデュロン	3.000
	シマジン (CAT)	0.030
	トリクロピル	0.060
	ナプロパミド	0.300
	フラザスルフロン	0.300
	プロピザミド	0.500
	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.100
MC PAイソプロピルアミン塩及びMC PAナトリウム塩	0.051 (MC PAとして)	
植 物 成 長 調 整 剤	トリネキサパッケチル	0.150

注 1 表に記載の指針値は、以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI} (\text{mg} / \text{kg} \text{ 体重} / \text{日}) \times 53.3 (\text{kg}) \times 0.1 (\text{ADIの10\%配分}) / 2 (\text{L} / \text{人} / \text{日}) \} \times 10$$

2 表に記載のない農薬であっても、法第3条第1項第7号に基づく水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成20年環境省告示第60号において定められているものに限る。以下「水濁基準値」という。）が設定されているものに

については、その値の10倍値を指針値とする。

- 3 表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合には、その値の10倍値を指針値とする。

#### 附 則

この告示は、平成25年 8 月23日から施行する。

---

#### 島根県告示第584号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2 第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松江市八雲町熊野4530-1、4531
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第585号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2 第1項の規定により告示する。

平成25年 8 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松江市鹿島町南講武字宮ノ前1115-1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

平成25年度前期技能検定3級の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成25年8月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 3級技能検定

## 機械加工（普通旋盤作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008  
 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011 A 甲0012 A 甲0013 A 甲0014 A 甲0015 A 甲0016  
 A 甲0018 A 甲0019 C 0001

## 機械加工（フライス盤作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005

## 機械保全（機械系保全作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008  
 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011 A 甲0012 A 甲0013 A 甲0014 A 甲0015 A 甲0017  
 A 甲0018 A 甲0019 A 甲0020 A 甲0021 A 甲0022 A 甲0023 A 甲0024 A 甲0025  
 A 甲0026 A 甲0027 A 甲0028 A 甲0029 A 甲0030 A 甲0031 A 甲0032 A 甲0033  
 A 甲0034 A 甲0035 A 甲0036 A 甲0037 A 甲0038 A 甲0039 A 甲0040 A 甲0041  
 A 甲0042 A 甲0043 A 甲0044 A 甲0045 A 甲0046 A 甲0047 A 甲0048 A 甲0049  
 A 甲0050 A 甲0051 A 甲0052 A 甲0053 A 甲0054 A 甲0055 A 甲0056 A 甲0057  
 A 甲0058 A 甲0059 A 甲0060 A 甲0061 A 甲0062 A 甲0063 A 甲0064 A 甲0065  
 A 甲0066 A 甲0067 A 甲0068 A 甲0069 A 甲0070 A 甲0071 A 甲0072 A 甲0073  
 A 甲0074 A 甲0075 A 甲0076 A 甲0077 A 甲0078 A 甲0079 A 甲0080 A 甲0081  
 A 甲0082 A 甲0083 A 甲0084 A 甲0085 A 甲0086 A 甲0087 A 甲0088 A 甲0089  
 A 甲0090 A 甲0092 A 甲0093 A 甲0094 A 甲0095 A 甲0096 A 甲0097 A 甲0098  
 A 甲0099 A 甲0100 A 甲0101 A 甲0102 A 甲0103 A 甲0104 A 甲0105 A 甲0106  
 A 甲0107 A 甲0108 A 甲0109 A 甲0110 B 0002 B 0003 B 0004 C 0001 C 0002  
 C 0003 C 0004 C 0005

## 機械保全（電気系保全作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008  
 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011 C 0001

## フラワー装飾（フラワー装飾作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008  
 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011 A 甲0012 A 甲0013 A 甲0014 A 甲0015 A 甲0016  
 A 甲0017 A 甲0018 A 甲0019 A 甲0020 A 甲0021 A 甲0022 A 甲0023 A 甲0024  
 C 0001 C 0002 C 0003

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7



年政令第372号) 第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

平成25年 8 月 23 日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

1 役務の名称及び数量

島根県校務支援システムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県教育庁高校教育課 島根県松江市殿町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成25年 7 月 16 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社プロビズモ 島根県出雲市駅南町二丁目3番地1

5 契約金額

金242,025,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) 第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

平成25年 8 月 23 日

島根県警察本部長 彦 坂 正 人

1 落札に係る物品等又は役務の名称

島根県警察情報ネットワーク(SPWAN)回線サービス利用契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

平成25年 8 月 1 日

4 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社島根支店 島根県松江市東朝日町102

5 落札金額

56,700,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成25年 6 月 14 日